

議案第 2 1 号

市川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

市川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 9 月 3 日提出

市川市長 村 越 祐 民

市川市条例第 号

市川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

市川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 5 章 事業所内保育事業（第 43 条—第 49 条）」を
「第 5 章 事
第 6 章 雑
業所内保育事業（第 43 条—第 49 条）
に改める。
則（第 50 条）」

第 7 条第 1 項中「第 3 号」を「以下この条」に改め、同項第 3 号中「限る」の次に「。以下この号及び第 4 項第 1 号において同じ」を加え、同条第 4 項第 1 号中「第 24 条第 3 項」の次に「(法附則第 73 条第 1 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を加え、同条第 5 項中「行う者」を「行う施設」に改める。

本則に次の 1 章を加える。

第 6 章 雑則

(電磁的記録)

第50条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。）で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

国の「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」の改正を踏まえ、家庭的保育事業者等が行う事業に係る諸記録の作成等を電磁的記録により行うことができることとするほか、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。